

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第64号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 事務所の会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者 <u>又は会計管理者が指定する職員</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p><b>第15条の2</b> (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 事務所の物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者 <u>又は物品管理職員が指定する者</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(物品出納員の設置及び任命)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所物品出納員 事務所の会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(物品取扱員の設置及び任命)</p> <p><b>第15条の2</b> (略)</p> <p>2 物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務所 事務所の物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。